

学校開放施設附属設備（空調設備）使用上の留意点

令和6年度から、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る観点と、主に夏季高温時における熱中症対策を目的として、体育館空調設備の使用について、正式に制度を開始いたしました。

以下の使用方法、使用基準等に基づきご使用ください。

【使用方法】

- ・空調設備を使用する予定がある場合は、学校開放施設使用許可申請書にて、使用の旨を記載してください（申請がない場合でも当日の判断により使用できますが、申請書・許可書の内容を修正するため、文化スポーツ課に連絡をしていただき、使用報告は漏れが無いよう、ご注意ください）。
- ・使用後は翌月5日までに「戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用報告書（別紙①参照）」をメール、FAX、窓口又は郵送にて文化スポーツ課へご提出ください。
 - ※使用申請を行ったものの、附属設備を使用しなかった場合についても、その旨のご報告をお願いいたします（別紙①に記入例の記載あり）。
- ・使用実績と報告内容に相違があることが判明した場合や納付期限を超過した場合は、（差額分の）お支払とともに、ペナルティとして当該団体の使用制限を行う場合がございます。
- ・使用報告に基づき、代表者宛てに納付書を郵送いたします。指定の金融機関（別紙②参照）において、使用月の翌月末までに使用料をお支払ください。
- ・使用報告書は、学校単位で作成いただくため、納付書も学校単位で交付いたします。
- ・他団体と共同で附属設備を利用した場合は、どの団体が使用料を負担するか、備考欄に明記してください。
- ・主な使用方法による報告書の記載例については、別紙①を参照してください。

【使用基準】

- ・以下の設定温度の範囲内で使用してください。
 - 「冷房：25℃～28℃、暖房：18℃～20℃」
- ・附属設備については、一部公費負担がございます。環境に配慮し、過度に使用することのないようご注意ください。また、冷房については「環境省熱中症予防サイトのさいたま地点（体育館）における暑さ指数（WBGT）が25度以上と予測された場合」又は「施設使用時間中の気温が28度以上で熱中症の危険性がある場合」における使用を推奨いたします。

【その他】

- ・先行予約等の利用者についても、前述の使用方法に沿った手続きにより附属設備をご使用いただけます。
- ・納付書は、ミシン目加工により切り離すことができますが、金融機関にて処理をしますので、事前に切り離すことの無いようご注意ください。
- ・使用後は、必ず運転停止をお願いします。施設使用開始前から運転が開始していた場合は、文化スポーツ課へご報告ください。
- ・使用ルールが守られない場合、ペナルティとして当該団体の使用制限を行う場合がございます。

第1号様式（第2条関係）

令和6年5月1日

(宛先)
戸田市長

団体名 戸田〇〇クラブ
代表者氏名 戸田 太郎

戸田市立小学校及び中学校体育施設等附属設備使用報告書

令和6年4月分の使用実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 使用学校名 戸田第一小学校
2 使用日等

使用日	空調設備使用時間帯	使用時間	照明設備使用時間帯	使用時間	備考
1日	13時00分～14時30分	2	19時00分～20時50分	2	〇〇〇団体と共同使用（支払いは自団体）
5日	12時00分～15時00分	-	時 分 ～ 時 分		〇〇チームと共同使用（支払いは〇〇チーム）
28日	13時00分～14時30分	-	時 分 ～ 時 分		
28日	18時00分～20時30分	4			
	時 分 ～ 時 分		時 分 ～ 時 分		
	時 分 ～ 時 分		時 分 ～ 時 分		
使用日なし	時 分 ～ 時 分		時 分 ～ 時 分		4月分使用実績なし
※文化スポーツ課使用欄					
空調設備		6時間×	500	=	3,000
照明設備		2時間×	1040	=	2,080

使用した場合の記載例

使用しなかった場合の記載例

1日の中で複数回使用した場合は、合算して1つのセルに記載してください。

金額が自動計算で算出されます

※使用時間は1時間単位（1時間に満たない場合は切上げ）となります。

※1日の中で複数回使用した場合は、合計した時間が1時間に満たない場合に切上げとなります。

※行が不足する場合は、裏面をご利用ください。

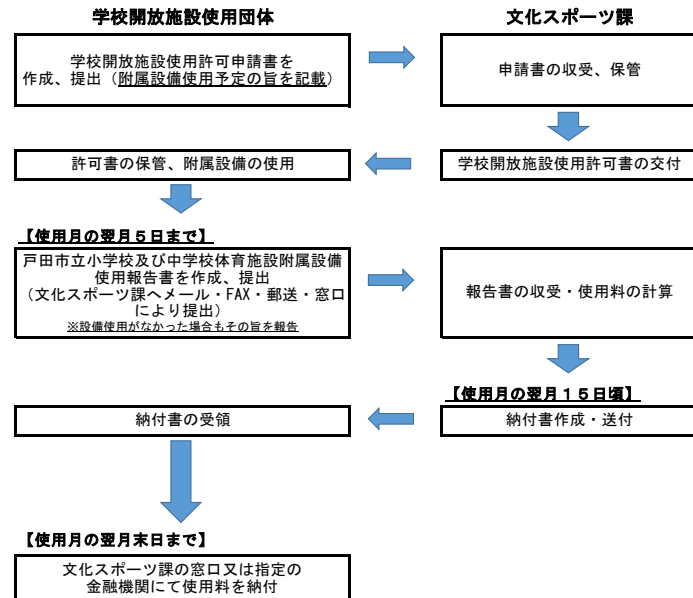
※複数団体で使用した場合は、どの団体が負担するかを明記してください。

※使用実績と報告内容に相違があることが判明した場合、差額分のお支払いとともに、ペナルティとして学校開放施設の使用制限を設ける場合がございます。

別紙③

学校体育施設附属設備 使用フローチャート①

(納付書を必要とする場合)



※文化スポーツ課でのお支払の場合、納付書の持参は必須ではありませんが、二重払い（窓口・金融機関）にならないよう、ご注意ください。
なお、納付後の還付は原則行いません。

学校体育施設附属設備使用料 支払受付金融機関

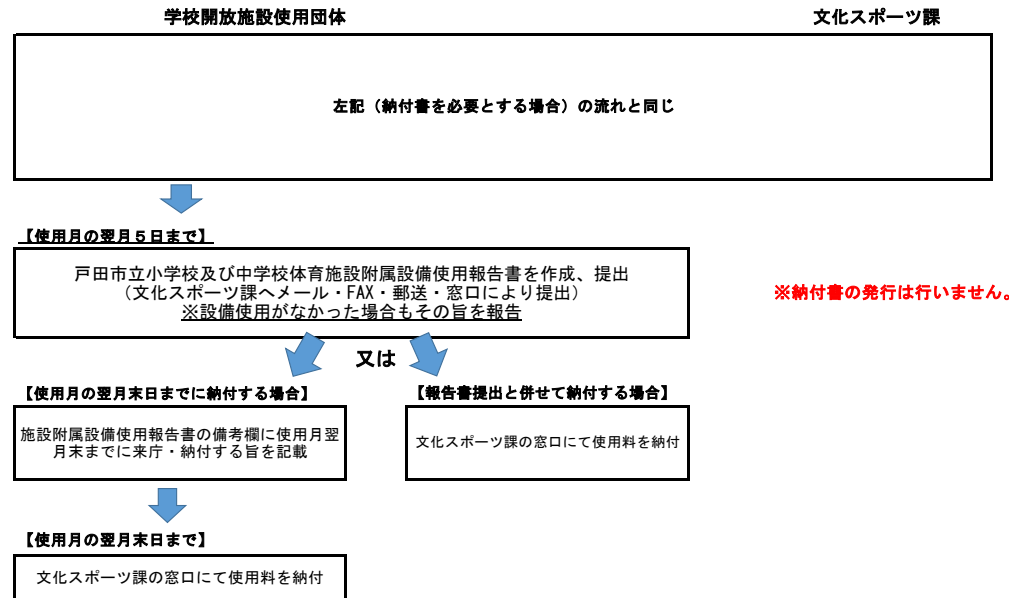
埼玉りそな銀行	東京信用金庫
青木信用金庫	きらばし銀行
川口信用金庫	東和銀行
群馬銀行	さいたま農業協同組合
城北信用金庫	武蔵野銀行
巣鴨信用金庫	りそな銀行
瀧野川信用金庫	埼玉縣信用金庫
中央労働金庫	

※手数料は発生しません。万が一、発生すると伝えられた場合は、お手数ですが、文化スポーツ課へお問合せください。

※窓口混雑軽減のため、可能な限り指定の金融機関にてお支払をお願いします。

学校体育施設附属設備 使用フローチャート②

(納付書を必要としない場合)



※納付書の発行は行いません。